

事 務 連 絡
平成17年12月14日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号により通知しているところですが、今般、検疫所のモニタリング検査の結果、インド産キマメ（pigeon pea）において食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降輸入される下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品
インド産キマメ（pigeon pea）

2 検査項目
残留農薬

（参 考）違反事例

1. 品 名：Toor Dal（キマメ）
2. 生産国：インド
3. 検査結果：クロルピリホス 0.06ppm 検出
4. 検 疫 所：東京検疫所

（届出受付番号：第24105021430号1欄）